

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率（平成15年分）

(1) 利子所得（源泉分離）	15%
(2) 配当所得 株 式 等	
イ 総合課税分	軽減税率適用分 普通税率適用分 10% 20%
ロ 源泉分離分	15%
(3) 割引債の償還差益（源泉分離）	18%（又は16%）
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%
(5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	（略）
(6) 退職所得	イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額表」 （略） ロ 無申告の場合 20%
(7) 報 酬 ・ 料 金 等	イ 原稿料等（所得税法第204条1号） 1回の支払金額 100万円までの部分 10% 弁護士、税理士等（同条2号） 職業野球選手、騎手等（同条4号） 芸能等についての出演、演出等（同条5号） 契約金（同条7号） 1回の支払金額 100万円超の部分 20% ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条2号） 1回の支払金額1万円超 職業拳闘家（同条4号） 1回の支払金額5万円超 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条4号） 月中の支払金額12万円超 パーキャバレーのホステス（同条6号） （5千円×日数）を超える額 広告宣伝の賞金（同条8号） 1回の支払金額50万円超 競馬の馬主が受ける賞金（同条8号） （賞金額の20%＋60万円）を超える額 10%
ハ 診療報酬（同条3号）＝ 月分の支払金額20万円超	10%
ニ 公的年金等（所得税法第203条の2）	
（（公的年金等の支払額）－（控除額））	10%
ホ 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）	
（支払年金の額－その年金の額に対応する保険料又は掛金の額）で25万円を超えるもの	10%

3 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

種 類 \ 区 分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	2,670,985	1,081	-	2,672,066
配 当 所 得	1,812,851	2,724	-	1,815,575
上場株式等の譲渡所得等	94,375	-	-	94,375
給 与 所 得	46,436,755	67,700	10,893	46,515,348
退 職 所 得	1,960,275	1,033	-	1,961,308
報 酬 ・ 料 金 等	3,584,669	8,214	-	3,592,883
非 居 住 者 等	289,060	4,375	-	293,435
計	56,848,973	85,125	10,893	56,944,990

調査対象等：平成15年分について、平成15年2月から平成16年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額と加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

種類 \ 年度	利子所得	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等	非居住者等	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11	2,750,700	1,328,080	502,981	48,147,940	1,798,037	4,190,064	286,941	59,004,743
12	7,287,564	1,185,687	406,254	47,589,474	1,815,963	4,173,638	254,617	62,713,197
13	13,447,049	2,265,268	167,058	47,962,805	1,875,668	4,061,011	296,186	70,075,045
14	4,761,984	2,040,185	147,638	47,889,084	1,827,575	3,805,463	277,068	60,748,998
15	2,670,985	1,812,851	94,375	46,436,755	1,960,275	3,584,669	289,060	56,848,973

調査対象等：各年分の源泉所得税について、翌年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税 ・ 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額
	千円	千円	千円
公 債	13,850	2,072	434
社 債	55,129	8,297	53,842
預 貯 金	14,020,867	2,092,453	2,513,481
郵 便 貯 金	2,034,212	303,206	311,222
銀 行 預 金	786,987	117,812	203,135
銀行以外の金融機関の預金利子	445,992	66,951	29
勤務先預金の利子	114,118	17,038	8,914
合同運用信託の収益の分配	-	-	-
公社債投資信託の収益の分配	17,471,155	2,607,829	3,091,057
小 計	375,969	56,433	-
定期積金の給付補てん金等	42,604	6,723	120
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	-	-	-
割 引 債 の 償 還 差 益			
計	17,889,728	2,670,985	3,091,177

調査対象等：この表は、平成15年2月1日から平成16年1月31日までに利子等の支払者から提出された「利子等の所
(注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）の
の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措
に規定する非課税分である。
3 「一般分の支払金額」の「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選
4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法41条の12（償還差益に対
5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第
財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配	98,255	10,125,081	1,770,041	655	379,032
証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	-	-	-	-
計	-	10,125,081	1,770,041	-	379,032

調査対象等：この表は、配当等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払
収決定額に基づいて作成した。
(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。
なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分
その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	千円	千円	
35	14,319	2,072	公 債
10,617	119,588	8,297	社 債
51,739	16,586,087	2,092,453	預 貯 金
1,399,758	3,745,192	303,206	郵 便 貯 金
755,066	1,745,188	117,812	銀 行 預 金
-	446,021	66,951	銀行以外の金融機関の預金利子
17,735	140,767	17,038	勤 務 先 預 金 の 利 子
-	-	-	合同運用信託の収益の分配
2,234,950	22,797,162	2,607,829	公社債投資信託の収益の分配
76,457	452,426	56,433	小 計
-	42,724	6,723	定期積金の給付補てん金等
-	-	-	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益
			割 引 債 の 償 還 差 益
2,311,407	23,292,312	2,670,985	計

得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

ほか、租税特別措置法第4条（老人等少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等

置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等

扱課税は個人のみが適用を認められている。

する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれる。

10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	人	千円	
901	121,620	42,567	10,625,733	1,812,608	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配
-	1,618	243	1,618	243	証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
-	123,238	42,810	10,627,351	1,812,851	計

調書）、及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴

源泉所得税

(5) 給与所得・退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁			そ の 他			合 計		
		人員	支払金額	源泉徴収額	人員	支払金額	源泉徴収額	人員	支払金額	源泉徴収額
給与所得	俸給・給料・賞与等	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
	日雇労働者の賃金	112, 771	430, 735, 100	16, 756, 940	381, 205	963, 400, 278	29, 499, 110	493, 976	1, 394, 135, 379	46, 256, 050
	計		727, 146	22, 265		7, 226, 522	158, 440		7, 953, 668	180, 705
退職所得			431, 462, 247	16, 779, 205		970, 626, 800	29, 657, 550		1, 402, 089, 046	46, 436, 755
給与所得と退職所得の合計		5, 639	44, 362, 236	1, 130, 442	6, 184	26, 365, 362	829, 833	11, 823	70, 727, 598	1, 960, 275
災害減免法により徴収猶予したもの			475, 824, 483	17, 909, 647		996, 992, 162	30, 487, 383		1, 472, 816, 644	48, 397, 030
		-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成15年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成16年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」、平成15年2月1日から平成16年1月31日までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収続きを猶予すること。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(6) 報酬・料金等の課税状況

区 分			人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
報酬・料金等所得	法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	人	千円	千円
			28, 123	2, 157, 747	230, 758
		弁護士、税理士等の報酬又は料金	17, 283	10, 147, 271	1, 107, 443
		診療報酬	1, 164	18, 641, 904	1, 627, 881
		職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	4, 891	5, 630, 609	337, 152
		芸能等についての出演料の報酬又は料金	1, 197	997, 570	103, 605
		バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	169	1, 195, 584	53, 392
		契約金・賞金	406	214, 678	13, 942
		小計	53, 233	38, 985, 363	3, 474, 173
	法第203条の2該当	公 的 年 金 等	6, 152	9, 036, 628	79, 045
	法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	898	403, 899	2, 511
	法第174条該当	馬主に支払われる競馬の賞金等	39	324, 662	28, 940
計			60, 322	48, 750, 552	3, 584, 669
災害減免法により徴収猶予したもの			-	-	-

調査対象等：平成15年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成16年4月までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」、平成15年2月から平成16年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

(7) 株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
徴収選択分) る所得等(源泉 式等の譲渡によ 座内保管上場株 株式等の特定口	千円 1,325,693	千円 94,375
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等		

調査対象等：平成15年2月から平成16年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(8) 非居住者等の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額
			課 税 分	非課税又は 免税分	総 額	
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等		人 -	千円 3,017	千円 -	千円 3,017	千円 499
利益又は利益の配 当・剰余金の分配・ 基 金 利 息 の 分 配	一 般 分	154	70,755			7,080
	源泉分離選択課税適用分	-	-			-
	計	154	70,755	-	70,755	7,080
匿名組合契約等に基づく収益の分配		-	-	-	-	-
給 料 賞 与 等		703	534,028	210,252	744,280	106,809
退 職 所 得		1	-	-	-	2,475
役 務 の 報 酬		127	15,770	86	15,856	2,163
工業所有権その他の技術に関する権利 等の使用料又はその譲渡による対価		-	-	-	-	10,807
著 作 権 の 使 用 料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価		-	-	-	-	2,400
貸 付 金 の 利 子		-	-	-	-	488
不動産・採石権の貸付・租鉱権の設定 又は航空機・船舶の貸付による所得		214	543,501	-	543,501	106,349
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価		12	144,299	-	144,299	43,776
機 械 等 の 使 用 料		-	-	-	-	-
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価		26	31,061	-	31,061	6,212
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金		-	-	-	-	-
賞 金		-	-	-	-	-
合 計		-	1,342,431	210,338	1,552,769	289,060

調査対象等：平成15年分の非居住者等の源泉所得税について、平成16年4月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」、平成15年2月から平成16年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債・預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

署名	所得区分	利子所得	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料 金等所得	非居住者 等所得	計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
那 覇		2,355,496	873,176	75,169	22,546,197	1,390,183	2,652,719	122,531	30,015,471
平 良		18,504	5,552	-	1,217,503	26,754	18,553	1,129	1,287,995
石 垣		12,346	7,423	-	1,110,788	8,010	28,640	2,475	1,169,682
北 那 覇		97,454	492,690	14,658	10,222,479	344,572	434,601	11,414	11,617,869
名 護		35,824	45,103	-	2,721,106	24,248	111,922	21,236	2,959,438
沖 縄		151,362	388,906	4,548	8,618,682	166,509	338,235	130,276	9,798,518
計		2,670,985	1,812,851	94,375	46,436,755	1,960,275	3,584,669	289,060	56,848,973

調査対象等：各税務署の課税状況について、平成15年2月から平成16年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

(平成16年6月30日現在)

署名	区分	利子所得	配当所得	給与所得	報酬・料金等	非居住者等
		件	件	件	件	件
那 覇		143	239	6,886	5,806	40
平 良		11	9	889	505	3
石 垣		11	21	929	522	1
北 那 覇		82	296	4,953	4,229	22
名 護		39	36	1,612	1,133	15
沖 縄		107	141	5,337	4,079	71
計		393	742	20,606	16,274	152

3 - 2 民間給与実態統計調査結果（抜粋）

民間給与実態統計調査の説明

- 1 この3 - 2における表は、平成15年分の民間給与所得者について、標本調査により調査したもののうち、沖縄国税事務所管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国より大きくなることに留意すること。

なお、この調査結果の詳細については、「平成15年分税務統計から見た民間給与の実態」（平成16年9月刊行）を参照されたい。

- 2 調査の対象は、平成15年12月31日現在の給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）であるが、次のものは調査対象から除外した。

労働した日又は時間によって給与の全額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者 公務員 公団、公庫等の職員 すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

- 3 標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階から成っている。

(1) 第1段階抽出

事業所を、事業所の従業員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段階抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所に調査票を送付した。

(2) 第2段階抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

なお、第2段階抽出は、標本事業所が行った。

(参考) 事業所の従事員数等による層別、抽出率は、次のとおりである。

区 分 階 層	事務所の従事員 数 等 の 区 分	全体としての事業 所 の 抽 出 率	事業所における給 与 所 得 者 の 抽 出 率	全体としての給与 所 得 者 の 抽 出 率 ×
	人			
第 1 層	1 ~ 9	1 / 400	1 / 1	1 / 400
第 2 層	10 ~ 29	1 / 200	1 / 2	1 / 400
第 3 層	30 ~ 99	1 / 60	1 / 5	1 / 300
第 4 層	100 ~ 499	1 / 15	1 / 20	1 / 300
第 5 層	500 ~ 999	1 / 3	1 / 50	1 / 150
第 6 層	1,000 ~ 4,999	1 / 1	1 / 100	1 / 100
第 7 層	5,000 人 以上	1 / 1	1 / 200	1 / 200
第 8 層	本 社	1 / 1	1 / 10	1 / 10

(注) 「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

規模別・業種別給与所得者数及び平均給与額

区 分		年 間 月 平 均 給 与 所 得 者 数	う ち 1 年 勤 続 者	
			給 与 所 得 者 数	平 均 給 与 額
企 業 規 模 別		人	人	千円
個 人		14,419	11,202	1,729
法 人 (資本階級別)	2,000万円未満	47,862	45,659	3,131
	2,000万円以上	76,229	56,106	3,896
	5,000万円 "	20,014	18,771	3,753
	1 億 円 "	41,426	32,819	3,263
	10億 円 "	18,730	16,366	4,259
そ の 他 の 法 人		128,257	100,802	3,474
合 計		346,937	281,725	3,473
事 業 所 規 模 別				
10 人 未 満		60,650	48,070	3,020
10 人 以 上		63,680	63,278	4,029
30 人 "		88,035	62,925	3,531
100 人 "		87,521	67,441	3,283
500 人 "		22,737	19,704	3,458
1,000人 "		17,877	15,547	3,334
5,000人 "		6,437	4,760	3,077
合 計		346,937	281,725	3,473
業 種 別				
建 設 業		36,550	35,216	4,082
織 維 工 業		2,468	2,492	1,646
化 学 工 業		4,582	3,505	4,800
金 属 機 械 工 業		5,701	5,776	5,279
そ の 他 の 製 造 業		29,439	25,810	2,917
卸 小 売 業		98,574	62,967	2,671
金 融 保 険 ・ 不 動 産 業		13,722	12,891	3,109
運 輸 通 信 公 益 事 業		26,559	26,726	3,878
サ ー ビ ス 業		123,421	100,728	3,723
農 林 水 産 ・ 鉱 業		5,921	5,614	3,739
合 計		346,937	281,725	3,473